

赤坂町内会慶弔内規

第1条 赤坂町内会は、この内規の定めるところにより会員及び本町内会へ貢献した者へ慶祝弔慰、お見舞いを表すものとする。

第2条 前条の慶祝弔慰、お見舞いのための贈呈金は次の基準による。

区 分	贈呈金	
	本 人	配偶者
香料 (会員、貢献者)	5,000 円	5,000 円
香料 (役員)	10,000 円	
病氣見舞 (役員)	5,000 円	
退任餞別 (役員)	5,000 円	
罹災見舞 (会員)	5,000 円	
出生祝 (会員)	5,000 円	

- (1) 病氣見舞は、本人が疾病又は負傷により15日以上入院した場合とする。
- (2) 退任餞別は、任期満了により役員を退任した場合とする。
- (3) 罹災見舞は、罹災の状況による。
- (4) 贈呈金の代わりに金額に相当する物品をもってこれに代えることができる。

2 前項の贈呈金等の額は、町会への貢献または罹災の程度により役員会において決定、または増額することができる。なお、役員会招集の時間がないときは、社会常識の範囲内において正副会長の合議で決定、後日役員会に報告し追認を得るものとする。

第3条 この規定に基づいて贈呈された金品に対しては、一切の返礼をしないものとする。

第4条 本町内会にこの内規に該当する事由が生じた際は、家族、関係班長、関係役員及びその事を知った役員は、その旨を速やかに会長に伝達するものとする。

第5条 この内規による贈呈金等は、町内会会計から支出する。

第6条 この内規の改廃については、役員会において決定する。

付 則 この内規は、平成 元年4月 1日から実施する。
この内規は、平成 12年4月 1日から実施する。
この内規は、平成 16年6月 1日から実施する。
この内規は、平成 17年6月 26日から実施する。
この内規は、平成 26年4月 12日から実施する。
この内規は、令和 4年4月 1日から実施する。